

◆ 受給のためには申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【問い合わせ】 こども未来課 ☎22・9654 FAX 22・9646

◆ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

次のいずれかの条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、または父母にかわってその児童を養育している人

- ※児童の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は手続きにより20歳未満まで手当が受けられます。
- 父母が離婚した児童
- 父か母が死亡した児童
- 父か母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- 父か母の生死が明らかでない児童
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童
- 父母とも不明である児童

◆ 手当を受けられない人

○ 児童の住所が日本国内にないとき
○ 児童が児童入所施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

○ 児童が父か母の配偶者（内縁関係を含む。）に養育されているとき（父か母に障がいがある場合を除く。）
○ 父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

※平成26年12月1日に児童扶養手当法の一部改正され、公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）を受けている場合でも、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

◆ 申請手続きに必要なもの

- ① 請求者・対象児童の戸籍謄本
 - ② 請求者・対象児童が含まれる世帯全員の住民票（省略できる場合あり）
 - ③ 請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号カードまたは番号通知カード
 - ④ 運転免許証などの請求者本人の身分証明書類（顔写真がない場合は2点必要）
 - ⑤ 印鑑（スタンプ印不可）
 - ⑥ 振込先の預金通帳（請求者名義のもの）
 - ⑦ 年金手帳
- ※その他書類が必要な場合があります。

※ 手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が全部または一部停止になります。

◆ 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人
▶ 特別児童扶養手当1級
○ 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級程度（内部的疾患含む。）に該当するとき

○ 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がいであるとき、または同程度の精神障がいであるとき
▶ 特別児童扶養手当2級
○ 身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度（内部的疾患含む。）に該当するとき

○ 療育手帳の判定が中度程度の知的障がいであるとき、または同程度の精神障がいであるとき

◆ 手当を受けられない人

- 児童の住所が日本国内にないとき
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童が施設に入所しているとき
- ※ 保育所（園）・知的障害児施設・肢体不自由児施設・母子生活支援施設に通所（園）または保護者と共に入所している場合を除く。

○ 父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

◆ 申請手続きに必要なもの

- 請求者・対象児童が含まれる世帯全員の住民票（全部記載のもの）
 - 特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳や療育手帳を所持していれば省略できる場合あり）
- このほかに、児童扶養手当の申請時必要書類①③④⑤⑥を「ご用意ください」。
- ※ その他書類が必要な場合があります。
- ※ 手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が支給停止になります。

【手当の月額が改定されました】

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正によって、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、次のとおり月額0.8%引き上げられます。

◆ 児童扶養手当

○ 児童1人のとき

全部支給

42,000円 ↓ 42,330円

一部支給

41,990円 ~ 9,910円

↓ 42,320円 ~ 9,990円

○ 児童2人のとき 5,000円加算

○ 児童3人以上

さらに3,000円ずつ加算

※ 所得金額によって全部支給・一部支給を決定します。

◆ 特別児童扶養手当

1級 51,000円 ↓ 51,500円

2級 34,030円 ↓ 34,300円

◆ 日頃の運動不足に悩んでいませんか

応急診療所だより

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673

◆春の訪れとともに、運動不足の解消を

冬の間運動不足の解消に良い季節になりました。運動不足に悩む人が多いのは、生活が便利になりすぎて「歩かなくなったこと」と「体を動かさなくなったこと」が最大の原因だと考えられます。日頃から運動をしている人は、約5人に1人と言われ、多くの人が慢性的な運動不足状態になっています。

◆効果的な運動で脂肪を撃退！

年齢とともに筋肉が衰え、脂肪（体脂肪）がつかえます。脂肪を燃焼しやすくするためには、ウォーキ

ングやジョギングなどの有酸素運動が適しています。また、脂肪のつきにくい体をつくるためには、ストレッチやラジオ体操などの運動を行い、体のエネルギー消費量（基礎代謝量）を高めることが大切です。運動をすると、ノルアドレナリンやドーパミンなど脳の神経伝達物質の働きがよくなり、神経もリフレッシュすることができます。

まずは自分のペースで歩くことから始め、日頃からそれぞれの生活スタイルに合った運動を選び、長く続けることを心がけましょう。

《 伊賀市応急診療所 》

市民の皆さんの命と健康を守るため、休日・夜間に発病したとき、内科・小児科の応急処置が受けられる応急診療所を開設しています。

次のことに注意して受診してください。

- 薬の調剤は院外処方、処方原則1日分です。
- ※連休・年末年始は除きます。
- 症状を発症してから時間が経過している人は、昼間

の医療機関を受診してください。

○点滴やレントゲン検査はできません。

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療科目】 一般診療・小児科

【診療時間】 ○月曜～土曜日：午後8時～11時

○日曜日・祝日：午前9時～正午、午後2時～5時、午後8時～11時

※受付時間は診療終了時刻の30分前まで

◆ 自宅前などに粗大ごみの収集（有料）に伺います

粗大ごみ戸別収集事業（有料）

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

市内に住所がある人を対象に、家具・寝具類・自転車・ファンヒーター・家電製品などの粗大ごみを、申し込み時に指定する場所（ご自宅前など）まで収集（有料）に伺うサービスを実施しています。収集には、1点につき200円分の粗大ごみ処理券が必要で、1回の申し込みで5点までご利用いただけます。

※家電リサイクル法により、市では家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は収集できません。

【申込方法】

- ①粗大ごみ受付センターに電話で申し込む。
 - ②粗大ごみ処理券を市が指定する市内のスーパー・商店・農協などで購入する。
- ※粗大ごみ処理券の取扱店など、詳しくは「資源・ごみ分別ガイドブック」戸別収集事業のページをご覧ください。
- ※処理券の払い戻しはできませんので、必ず申し込みをしてから必要な枚数を購入してください。
- ③粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼り、予約した収集日

の午前9時（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）または午前8時30分（青山支所管内）までに申し込みをした指定場所に出す。

※当日の立ち会いは必要ありません。

※申し込んだ粗大ごみ以外は収集できません。

【申込受付時間】 午前8時30分～午後5時

※土、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

【申込先】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

伊賀北部粗大ごみ受付センター ☎ 20-1255

《青山支所管内》

伊賀南部粗大ごみ受付センター ☎ 64-8700

【問い合わせ】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

○廃棄物対策課

《青山支所管内》

○青山支所振興課 ☎ 52-1112 FAX 52-2174

○伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120